

別添3 利用等規則の改め文

京都大学大学文書館利用等要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成24年9月 日

京都大学大学文書館
館長 林 信 夫

京都大学大学文書館利用等要項の一部を改正する要項

京都大学大学文書館利用等要項（平成13年総長裁定）の一部を次のように改正する。

附則（平成23年総長裁定）第3項を削る。

附 則

この要項は、平成24年10月1日から実施する。

京都大学大学文書館利用等要項改正 案（新旧対照表）

※改正部分のみ

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>附 則(平成 23 年 3 月総長裁定)</p> <p>1 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>2 京都大学大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項(平成 13 年 2 月 27 日総長裁定)は、廃止する。</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>附 則(平成 24 年 7 月総長裁定)</p> <p>この要項は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。</p> <p>附 則(平成 24 年 9 月総長裁定)</p> <p>この要項は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。</p>	<p>(同左)</p> <p>附 則(平成 23 年 3 月総長裁定)</p> <p>1 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>2 京都大学大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項(平成 13 年 2 月 27 日総長裁定)は、廃止する。</p> <p>3 <u>著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)の改正により、特定歴史公文書等に関する著作権の調整規定が置かれた場合、第 4 の規定は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>第 4 大学文書館は、第 2 及び第 3 の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物が含まれている場合は、当該著作物について、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該著作物の円滑な利用に備えるものとする。</u></p> <p>附 則(平成 24 年 7 月総長裁定)</p> <p>この要項は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。</p>

(案)

神戸大学附属図書館大学文書史料室利用等要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成24年 月 日

神戸大学附属図書館大学文書史料室長

神戸大学附属図書館大学文書史料室利用等要項の一部を改正する要項

神戸大学附属図書館大学文書史料室利用等要項（平成23年3月24日神戸大学附属図書館運営委員会承認）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

<p><u>附 則(平成24年 月 日)</u> <u>この要項は、平成24年10月1日から施行す</u> <u>る。</u></p>	<p><u>者と著作権の調整を行うこと等により、当該著作</u> <u>物の円滑な利用に備えるものとする。</u></p>
---	---

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則の一部を改正する規則を次のように定める。(案)

平成 年 月 日

広島大学長 浅原 利正

平成 年 月 日規則第 号

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則の一部を改正する規則

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則(平成23年3月23日規則第11号)の一部について、下表左欄(「改正前」欄)を同表右欄(「改正後」欄)のように改正する。

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(著作権の調整)</p> <p>第5条 文書館長は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下この条において「著作物等」という。)が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用の許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>著作権法(昭和45年法律第48号)の改正により、特定歴史公文書等に関する著作権の調整規定が施行された場合、第5条の規定は、次のとおりとする。</u></p> <p>(著作権の調整)</p> <p><u>第5条 文書館長は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物が含まれている場合は、当該著作物について、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(著作権の調整)</p> <p>第5条 同左</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>(削る)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成24年10月1日から施行する。</u></p>

※下線部分は、改正箇所を示す。

(制定理由)

著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)の改正に伴い、公文書等の管理に関する法律(平成24年法律第43号)第16条第1項の規定に基づく利用に供する場合に、従来どおり著作者の同意が必要な場合もあるが、著作者が同意したとみなし利用することが可能となったため。

九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程の一部を改正する規程（案）

平成 24 年度九大規程第 号
 施行：平成 24 年 10 月 1 日

九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程（平成 22 年度九大規程第 153 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
<p>(略)</p> <p>(著作権の調整)</p> <p>第 5 条 文書館は、第 3 条第 1 項及び前条第 1 項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物や実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、予め著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権についての許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(著作権の調整)</p> <p>第 5 条 (同左)</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 <u>著作権の調整に関する措置</u></p> <p><u>著作権法の改正により、特定歴史公文書等に関する著作権の調整規定が置かれた場合、第 5 条の規定は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(著作権の調整)</u></p> <p><u>第 5 条 文書館は、第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物が含まれている場合は、当該著作物について、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該著作物の円滑な利用に備えるものとする。</u></p>

附 則
 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」の一部変更案

- 附則を削る。

「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」(新旧対照表)
(変更部分のみ)

変 更 案	現 行
(附則を削る。)	<p>附則</p> <p>(著作権の調整に関する措置)</p> <p>著作権法の改正により、歴史的公文に関する著作権の調整規程が置かれた場合、第5条の規定は、次のとおりとする。</p> <p>(著作権の調整)</p> <p>第5条 アーカイブは、第3条及び第4条に基づき受入れた歴史的公文に著作物が含まれている場合は、当該著作物について、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該著作物の円滑な利用に備えるものとする。</p>